議会運営委員会　会議録

＝＝

日　時　令和３年１１月５日（金曜日）

　　　　午前９時００分開会，午前９時４５分閉会

場　所　第３委員会室

日　程

１　開　　会

２　委員長挨拶

３　議長挨拶

４　協議事項

（１）令和３年第４回定例会の運営方法について

（２）予算書及び決算書の冊子配布について

（３）議会図書室追録図書の取扱いについて

（４）執行部からの郵送による通知等の電子化について　※時間により次回へ

（５）その他

５　閉　　会

出席委員（７名）

　委員長　　海老原　一郎

　副委員長　平石　勝司

　委　員　　篠塚　昌毅

　委　員　　鈴木　一彦

　委　員　　下村　壽郎

　委　員　　今野　貴子

　委　員　　塚原　圭二

欠席委員（０名）

その他出席した者

　議　長　　小坂　博

　副議長　　勝田　達也

事務局職員

　局　長　　小松澤　文雄

　次　長　　天貝　健一

　係　長　　小野　　聡

主　任　　津久井　麻美子
主　任　　松本　裕司
主　幹　　鈴木　優大

傍聴者（０名）

〇海老原委員長　ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「なし」との声あり）

〇海老原委員長　では，議長の方からご挨拶願います。

〇小坂議長　早朝から臨時会の前にお忙しいところですがよろしくお願いいたします。

〇海老原委員長　早速ですが，協議事項に入ります。サイドブックス議会運営委員会，令和３年，１１月５日開催をお開きください。協議事項１令和３年第４回定例会の運営方法について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

〇天貝事務局次長　資料１をお開きください。茨城版コロナＮｅｘｔの対策Ｓｔａｇｅに対応した議会運営方法でありまして，昨年来，その時の状況に応じて改定しながら直近の議会の運営方法を決定しております。つきましては，第４回定例会の運営方法についてご協議いただきたいと存じます。現在のステージは１になりますので網掛け部分がその運営方法になります。上から議席・議場のドアについてはこれまでとおりです。３番目の一般質問は，従来とおり，すなわち制限は無しということになります。またその下の一般質問時の入場制限についても議員・執行部共に制限無しになります。委員会の開催方法につきましては，身体的距離を確保できれば同時開催が可能となります。つきましては，執行部の控室を設けた上で第１委員会室と第４委員会室を会場として２つの委員会の同時開催が可能となります。第４回定例会をこの表に則って行うとこのような運営方法になりますが，改めてご協議をお願いいたします。なお，本日決定した運営方法は，仮に第４回定例会中にステージが悪化してもその決定を維持することとなりますので，よろしくお願いいたします。

〇海老原委員長　ただ今の説明で何かありますか。

（「なし」の声あり）

〇海老原委員長　それでは，第２回臨時会の日程については，事務局説明のとおりといたします。本日決定いたしました第４回定例会の運営方法については，議会運営委員長より書面で議長に報告し，議長より全議員にメールにて周知していただきたいと思います。続いて協議事項２予算書及び決算書の冊子配布について協議をお願いします。こちらについては，議長より３回定例会予算決算委員会において，委員より要望があったもので，議長より協議の依頼がありました。まず，事務局長から説明をお願いします。

〇小松澤事務局長　資料の２をお開きください。決算書配布についてご説明申し上げます。本年度からタブレット端末によるペーパーレス化を導入しましたが，資料の一部に

ついて印刷して配布してはどうかという提案が委員長からありましたとおり，第３回定例会中の予算決算委員会においてございました。そのことから改めてご検討ご協議をお願いするものです。１つ目のタブレット端末の導入の経緯でございますが，議会関係資料のペーパーレス化を進めることについては，議会運営委員会において慎重に検討を重ね，令和２年１１月に議会運営委員会で土浦市議会タブレット端末の運用を取りまとめ，その後全員協議会において詳細に報告し，全員の了承を得たところでございます。タブレット端末による会議資料のペーパーレス化の時期については，機器の操作や資料の閲覧などに慣れていただく必要があることから，試行期間との位置付けで紙との併用により会議を進め，令和３年第２回定例会より完全ペーパーレスによる会議を行うこととしたものでございます。対象は，議案関係や会議開催通知など議会運営関係書類の他，各種計画など約１００種類の文書としております。次に提案の趣旨と理由でございますが，会議資料はペーパーレス化になりましたが，全ての議員が同じように対応できるわけではないので，資料が見づらい等の理由により対応に苦慮している議員に対しては，配慮措置があっても良いのではないか。特にページ数の多い予算書及び決算書については，印刷物を配布して欲しいとのことでございます。この提案に対する課題といたしまして，一つ目として会議資料のペーパーレス化は，タブレット導入の理由の一つであること。そしてその効果の一つとしてわずかではございますが印刷費の削減も見込んでいたところでございます。二つ目としては，予算書や決算書は，市のホームページにも掲載しており，販売もしております。三つ目としてこれらのことにより議会費や政務活動費など公費で購入することは，重複支出に該当する懸念がございます。最後に４点目の対応案ですが予算書及び決算書，上下水道会計を含めまして，全員ではなく，先ほどの特段の理由がある議員に限っては印刷物を配布してはどうかという案でございます。二つ目としては理由を明確にするため，配布を希望する議員には理由書の提出を求める。配布する冊子については施設や各部課長にも配布しておりますので，その部数を増刷してもらう様な対応でしていただくというものでございます。最後にご承知のとおりＩＣＴ化の進展は想像以上でございます。コロナ禍で大分進展したという背景はございますが，議会運営もペーパーレス化にとどまらない対応が求められる状況があります。今後これらのことは後退することは見込めないと考えてございます。そのようなことで今回の対応は令和４年度までの措置として対応してはどうかと考えているところでございます。以上です。

○海老原委員長　ただ今の説明で何かありますか。

○篠塚委員　対応はいろいろ考えていただいたところですが，まあ本来３月の時にペーパーレス化すると。欲しい方は購入してくださいとそのように全員に説明して納得していただいていると思いますので，この辺の対処はどうするのか。決まったルールですから，欲しい議員で購入した方もいらっしゃるかと思いますので，その辺のことはどうするのか。この理由書を求めると書いてありますが，その理由はどういう理由で議長が認めるかという基準があるかと思いますので，その辺も明確にしておかないと。令和４年までの措置とはいえ，最初に決まって説明をして全員納得の上，始まったことですので

その辺はきちっとした方が良いと思います。
○塚原委員　対応案の１番目の特段の理由とは。
○小松澤事務局長　予算決算委員会で皆さんもお聞きになっていると思いますけど，字も小さいですし，ページ数も多いということでなかなか見にくいと。眼鏡等を掛け直す方もいらっしゃるということだと思うんですけど。あと年齢というか身体的なこともあって見づらいという理由が提案した方からは述べられたと。それが特段の理由ということでございます。
○下村委員　特段の理由という中に，それを理由としてできるのかできないのか。誰が決めるんですかという話。ここで決めるんですか。ここで決められるんだけど下の方に進展は想像以上であると対応案に書いてあって，こういったことを考えていくと，操作が大変だとかという話が一つあるでしょうけど，身体的にそれを操作できないわけではないんだから，特段の理由にならないんじゃないかと。もう一つは下の方に進展は想像以上であると，このタブレットだけでやるのかやらないのか，別なタブレットが来ることも考えられるし，そういったことでいけば特段の理由をどんどん検討していかなくてはいけなくなってしまうわけですよね。そういったこともあるので，現状これでやれるのであれば，これでやっていく方が良いという気がします。
○鈴木委員　私の意見は篠塚委員と一緒で私費で購入すべきで十分だと思います。
○平石副委員長　私も自費で購入すべきだと思います。
○下村委員　資料で重複というのがあったよね。議会費や政務活動費など公費で購入することは重複支出に該当する懸念があるということで，会派の方でまとめている政務活動費の中でというのは，公費だということだからだめだという考え方でよろしいでしょうか。
○小松澤事務局長　タブレットも公費で購入している。通信費も公費でみている。明確な規程や判例はありませんが，重複になる懸念は十分にあるということです。
○海老原委員長　どちらかというと自費で購入するという意見の方が多いですから，そういうことでよろしいですか。
○篠塚委員　ちなみに値段は。
○小松澤事務局長　値段はその年によってまちまちなんです。なぜかというと制作費を部数で割っていますので，今のところ２，５００円前後の値段だと聞いております。
○海老原委員長　では自費で購入するということでよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長　それでは，予算書及び決算書の冊子配布については先ほど事務局長から説明がありましたが，対応は局長の説明ではなく自費で購入するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長　それでは，ただ今のとおりといたします。これについては報告はどうするのかな。
○小松澤事務局長　１２月の定例会前に全員協議会がありますので，そこでの報告をし

ていただくといったところでよろしいかと思います。
〇海老原委員長　それから先ほど下村委員からありましたこのタブレットの他に，取手市はもう１台タブレットとかパソコンを持ってそちらで見るということなんだけど，もしそれを土浦市でやる場合には会議規則の変更なので。
〇小松澤事務局長　それについては会議規則の改正なので，改正を示した上で議会での議決が必要となります。
〇海老原委員長　ということになっておりますので，今のところ希望する方もいないようなので，会議規則の改正は今のところ考えてはいないのですけど。
〇下村委員　会議規則の改正でそういうことが可能であれば，若い議員でも，別の同僚議員でも検索するとき大変だと。調べていくとき。だからもう一つあった方が良いと。これ１台ではきついので大変だという意見も出ているんです。だからそこら辺も検討していくべきかと。ですから議運で議論するのであればお願いしたいと思います。
〇篠塚委員　議場内のタブレット使用は検索はしてはいけない，通信してはいけないとなっていることもありますので，ＩＣＴの導入に関して問題があると思うので，後ほど議長の方から事務局と相談していただいて，議場内の規則もあるので合わせて提案してこの議運で協議していくというのは如何でしょうか。
〇下村委員　検索といったのは予算書とか決算書とか１台のタブレットでは大変だからもう１台あってそちらで検索という意味です。
〇小坂議長　ご意見はいろいろあるということで，今後タブレットを２台にするとか，通信だとか議会でもってどのように使うかということをある程度提案がされて，議会運営委員会の中で審議していただくということがあればすぐに。私が提案というよりは議運の方でその辺を提案されるかを含めて議論をしていただいて，その後事務局の方で詳細なルール作りをこれからしていくと。その点ちょっとやっていくのかどうかというのを話ていただきたいのですが，よろしいでしょうか。
〇海老原委員長　それでは議運のほうで検討するということで，皆さんのご意見をお聞きしたいということで，篠塚委員，下村委員からご意見をいただきました。検討した方が良いだろうということで。その他ありますか。
〇鈴木委員　支給されてまだ間もないわけですから，各議員とももうちょっとこれを使いこなして。おそらくタブレットの性能の１０分の１も使いこなしていないと思うんですよね。資料の検索も含めておそらくいろんなやり方でもっと私たちが勉強していけば１台で済むかもしれない。それでも必要だといえば先を考えれば良いので。まずこの１台を我々が良く使いこなすように勉強会を重ねていくべきだと思います。
〇塚原委員　将来的にもう１台というのも良いかと思うんですけど，これで２分割して片方で資料を見るということが当然できるということなんですけど，ほとんど使っている人はいないかと思うので，将来については検討するのも良いかなと思うんですけど，まずはこれをきっちり皆さんが使いこなすというのが重要かと思います。
〇平石副委員長　１点だけ確認してよろしいですか。取手市議会で２台運用とあったんですけど，私の認識ですとオンラインズームを使った会議であるとか，委員会を行って

いるときに画面が小さいので１台でズームで使用して，もう１台で資料を見るための使い方なのかなと思ったんですけど，そういうことでよろしいでしょうか。
〇小松澤事務局長　平石副委員長のおっしゃるとおり承知している範囲では，委員会をズームで開催しております。おっしゃるように資料とズームの２台を使用している方もいらっしゃるということです。１台の方もいらっしゃいまして，音声だけ聞いている方もいらっしゃいます。ただ採決が進め方をみますと挙手でやっているということがあります。もう１つ採決のボタンがあるのですが，挙手を誰が上げたのかというのを確認するのにズームだけの画面が必要なのかなと。やり方を考えている中で２台を使っている方もいらっしゃると。本会議の方は実際にやっているということでは無いんですけど，委員会では確かに２台使いをしている方もいらっしゃいます。
〇篠塚委員　議会のＩＣＴについて議会運営委員会で今後協議していくということだけでも進めていただければ。
〇海老原委員長　一年間やっていろいろあると思いますので，ＩＣＴ化については議運の方で検討していくということでよろしいでしょうか。このあと議長から事務局とよく相談をしてということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

〇小坂議長　規則を変えるという前提での協議には聞こえなかったんですね。はっきりしていただきたいのは，今日ＩＣＴに関して協議をしていくということの中身なんですけど，そういう規則の改正までを含めたものなのか，それともいわゆる協議を続けて皆さんの勉強というか周知を進めていくかというのをその辺の話をしていただきたいと思うんです。皆さんそれぞれ意見があると思うので。改選まで１年半ですから。それを受けて事務局と話をさせていただきたいと思うのですが。
〇海老原委員長　会議規則も含めて検討するのと現在のタブレットの使い方についての２点をやるのか，片方だけやるのかとありましたが，両方やるということで，会議規則を検討していただくということで。私はタブレットの使い方は慣れているのですが議員全員にですね使い方について良くご理解いただく。これは会議規則とは別にずっと平行してやっていかなければいけないことだと思いますので，これについてはどのようなことをやって良いか分からないですけど。先ほど鈴木委員からは勉強会，講習会という意見もありましたけどそういうことも含めて検討していただくということでよろしいでしょうか。
〇小坂議長　会議規則を含めてやるということですか。会議規則まで含めると時間的に急ぎの感じになると思うので。できるかどうか私もわからないので。決めていただければそれで規則を変えますという話に持って行くんですけど。
〇天貝事務局次長　事務局の考え，提案としては，タブレットを導入しまして１年近くということで，できる方とできない方との温度差，差がありますので，いろいろな方からご意見も来ておりますので，その中で議運の皆さんからいただいた意見も含めまして，当然必要があれば会議規則の変更もにらみながら今後議論していくということになるかと思いますので，総合的に今後検討していくということでよろしいかと。

○海老原委員長　よろしいですか。３月の予算書までにということで。
○小松澤事務局長　予算書等の配布は先ほど決まりましたので，ＩＣＴ化推進に伴ういろいろな機器の導入とかそういうのは段階的にやっていくものなのかなと。先ほど鈴木委員の方から提案がありましたようにまずはこれに慣れてもらう。使えるようになると。その次の段階に２台目が必要になると。２台目が必要になれば会議規則の変更となります。会議規則までを見据えて段階的に議論していったことが良いのかなと。３月までにはちょっと間に合わないので，予算書の話とは切り離して進めさせていただければなと。
○海老原委員長　ということは３月はもう一台は使えないと。
○小坂議長　もう少し議論をしていって。総合的にというのはそういう意味だと。結果として規則の改正が必要だと。必ず機械ももう一つ必要だよねという話になれば，会議規則を変更せざるを得ないので，議論をもうちょっとして，会議規則の改正が必要になれば即座に私も提案させていただきます。ですから議会運営委員会のほうでもうちょっと議論されたらよろしいのかなという話かなと思うんですが。よろしいでしょうか。
○篠塚委員　非常にＩＣＴ推進は大きな話なので，今期中，議会運営委員会の中で議論をしていけば良いのかなと。細かい所が出てくると思いますので。本来特別委員会をするぐらいの大きな課題かと思いますが，それを議会運営委員会の中で議論していくと。細かい話が出てくると思いますが，その都度議長と相談をしましてやっていけば。
○海老原委員長　それでは議会運営委員会の中で継続して議論していくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長　それではそうさせていただきます。続いて協議事項３議会図書室追録図書の取扱いについて協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。
○天貝事務局次長　資料３をお開きください。議会図書室には，議会の会議録や茨城県・土浦市の刊行物のほか，我が国の現行の法令や条約を集大成した現行法規総覧などを保管しております。そのうち，現行法規総覧や現行自治六法などは加除式のものでありまして，常に最新の内容にするため定期的に追加・差替えの追録を行っております。その追録に係る予算が資料の表に記載のとおり年間合計で約４１万円でございまして，月に１度，業者が来て追録の差し替え作業を行っております。その追録を行っている法規図書については議会事務局が議会運営質疑応答集を見る以外には閲覧している方はいないものと思われます。その原因としてはインターネットで簡単に最新のものが見れ，プリントアウトもできるからだと考えられます。このように利用が無い状況が続いている中，次年度以降もこれだけの予算を確保することは，予算の効果的活用を考えますと疑問を感じることから，議会図書室の追録を取り止めてはどうかという提案でございます。ただし，下から２番目の議会運営質疑応答集につきましては，事務局で利用しておりますので，それを除いた４種類の図書についての取止めについてご協議をお願いいたしたいと存じます。ちなみに，執行部ではどうかと申しますと，本庁舎３階の情報公開室の法規図書について今年度から追録を一部取り止めておりまして，来年度も更に取り

止める方向で検討を行っております。また，議会図書室の追録を取り止めた場合の予算約４１万円の有効活用につきましては，２番に案としてお示ししております。１点目が，議長が認める図書の購入費として５万円を計上，２点目が予算決算委員会を除く各常任委員会が必要と認める図書の購入費として９万円，その内訳は各委員会の予算を限度額３万円とするものです。各委員会で購入する図書につきましては，それぞれの委員会において所管事務調査に必要となる図書を選定していただくという計画でございます。これにより議会図書室の有効活用を図って参りたいと考えております。なお，一番下に記載のとおり，予算額の残余２６万４，７２３円につきましてはインセンティブ制度，つまり予算の残余額を次年度に活用できる制度を活用して令和５年度予算に充当してはどうかというものであります。以上ご協議をお願いいたします。

〇海老原委員長　ただ今の説明で何かありますか。

〇下村委員　もう一度確認したいのですけど，上の四角の表の４つだけという話でしたよね。下から２行目の質疑応答集だけ抜くんですか。これを維持して他のものについてどうですかという話ですか。

〇天貝事務局次長　はい。

〇下村委員　ありがとうございます。今インターネットで取得できる資料というのは相当数ありますので，予算の有効活用が必要であろうという観点からは削減も必要かと思います。ただ下の２番目の予算のとおり，こういったものを残していかないといけないかと思いますので，事務局の提案のとおりで良いのかなと感じました。

〇篠塚委員　現行法規総覧は更新していくんですけど，更新しなくてもみられるからという理解でよろしいですか。

〇天貝事務局次長　インターネットでいつでも最新のものが見れる状況で，市の職員もやはりネットで見てしまうという方向になっておりますので，これを取り止めて図書については図書室にまだ余裕がありますので，そのまま今のところは置いておいて，もし置く場所が無くなってくれば，その都度処分していくというのがよろしいかと思います。

〇篠塚委員　各常任委員会で購入というのは各委員会で話合って必要と認める場合は委員長から議長に相談するのか，事務局に相談するのかそこら辺は。

〇天貝事務局次長　各委員会の所管事項について，委員会内で各委員から意見をいただいて，委員会内で決を採っていただいて決めていただくと。それを議長に申請という形でいただいて，事務局で中身を見させていただいて，問題ないであろうとなれば購入になると。それについては議会図書室に配架していくということで考えております。

〇鈴木委員　各常任委員会で図書購入のが今まで経験としてないわけですよね。必要と感じたことも無いわけですよね。だから議長が必要と認める図書費の購入を１４万にしてしまった方が良いような気がするんだけど。

〇天貝事務局次長　私個人的には委員会でまず決を採っていただくというのがよろしいかなと。やはり個人的になると一人だけ突出して何十冊もとやはり偏ってしまうので，委員会で決を採ることが重要だと考えましてこういう案を提案させていただきました。

〇鈴木委員　例えば議員個人が必要な本があっても，政務活動費で購入できるわけですよね。これ図書室に置いておく本というのは全員が共有できるものだから，付託を考えた場合委員会として予算を３万ずつやるのだったら，例えばその上の地方自治関係実例判例集７万９，２３３円は備え付けてあったとき便利かなと思うんですよ。その場合に議長の予算として１４万あった方が使い勝手が良いのではないかと。分割されちゃうと３万円以上のものが買えないとか５万円以上のものが買えないから，その辺をよく検討されては良いのではないでしょうか。

〇篠塚委員　ここのところ，例えば議長が必要と認めるもの及び各常任委員会が必要と認める図書と一覧にしちゃって１４万という予算にした方が有効に使えるのではないかと。私もそれには賛成です。

〇鈴木委員　議長が５万１円のものが買えないんだよこれ。

〇天貝事務局次長　ご意見をいただいたのは，各常任委員会３万という上限を設けないで議長が大きく１４万という予算を持っているというお話ですので。それはそれで１つの案ですので，そこに行き着くまでに各委員会で決をとっていただくというのも重要ですのでよろしくお願いいたします。

〇海老原委員　先ほど篠塚委員から議長が認める図書の購入費と常任委員会を一つの項目としてまとめるということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

〇天貝事務局次長　そういうお話となってきましたので，切りよく１５万円とさせていただきます。

〇海老原委員　それでは議長が必要と認めるもの及び各常任委員会が必要と認める図書として１５万円ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

〇海老原委員　そうさせていただきます。それでは協議事項がもう一つありますが，このあと議長の公務のためここまでとさせていただきます。次の４番については次回の１１月１９日の議会運営委員会にてご協議いただきます。それでは今回の資料は，各議員にこの後，非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

〇天貝事務局次長　先ほどの予算書決算書の配付の資料が事務局の提案と今回決定したものの方向性が違いますので，こちらについては削除させていただきたいと思います。

〇海老原委員長　それではその他はすべての資料を公表とさせていただきます。以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。